



保 発 第 2 2 7 号

平成12年12月13日

各 地方社会保険事務局長 殿  
各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生省保険局長

指定訪問看護及び指定老人訪問看護の利用料の取扱いについての一部改正について

標記については、「指定訪問看護及び指定老人訪問看護の利用料の取扱いについて」（平成12年6月8日保発第109号・老発第518号）により取り扱われているところであるが、今般、健康保険法等の一部を改正する法律（平成12年法律第140号）の制定に伴い、同通知を下記のとおり改正し、平成13年1月1日より適用することとしたので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

第一の2中「平成4年2月厚生省告示第30号（老人保健法第46条の5の2第2項に規定する厚生大臣が定める額を定める件）に定める」を「老人保健法第46条の5の2第4項の規定に基づき厚生大臣が定める算定方法（平成12年12月厚生省告示第383号）により算定した」に改める。

○指定訪問看護及び指定老人訪問看護の利用料の取扱いについて

(平成一二年六月一八日保発第一〇九号・老発第五一八号)

第一 指定訪問看護等に係る基本利用料に関する事項

1 (略)

2 老人保健法(昭和57年法律第80号、以下「老健法」という。)第46条の5の2第4項の規定に基づき、指定訪問看護事業者の徴収すべき指定老人訪問看護の事業に係る基本利用料の額は、平成4年2月厚生省告示第30号(老人保健法第46条の5の2第2項に規定する厚生大臣が定める額を定める件)に定める老人保健法第46条の5の2第4項の規定に基づき厚生大臣が定める算定方法(平成12年12月厚生省告示第383号)により算定した額であること。